

第7章 廃棄物

1 廃棄物処理

平成27年度におけるごみ総排出量は、表7-1-1のとおり、17,496 tで、平成26年度の17,785 tに対して、289 t減少している。(前年度比98.4%)

ごみの種類別では、可燃ごみが14,818 t (前年度比97.5%)、不燃ごみが616 t (前年度比104.2%)、資源ごみが1,389 t (前年度比96.4%)、粗大ごみが413 t (前年度比132.4%)、容器包装プラスチックが260 t (前年度比105.3%)となっている。

可燃ごみ以外のごみは、それぞれの処理施設で資源化处理をして、資源化できないものは君津地域4市及び民間3社により出資した第3セクター方式の株式会社かずさクリーンシステムで可燃ごみと併せ、熔融処理を行っている。

ごみ排出量の推移は、図7-1のとおりである。

ごみの減量化、資源化対策としては、各種団体による集団回収が平成3年より実施されており、現在の市への登録団体数は23団体で、実施団体には1キログラム当たり3円の助成金を交付している。

集団回収の内訳実績は表7-1-2、回収量の推移は、図7-2のとおりである。

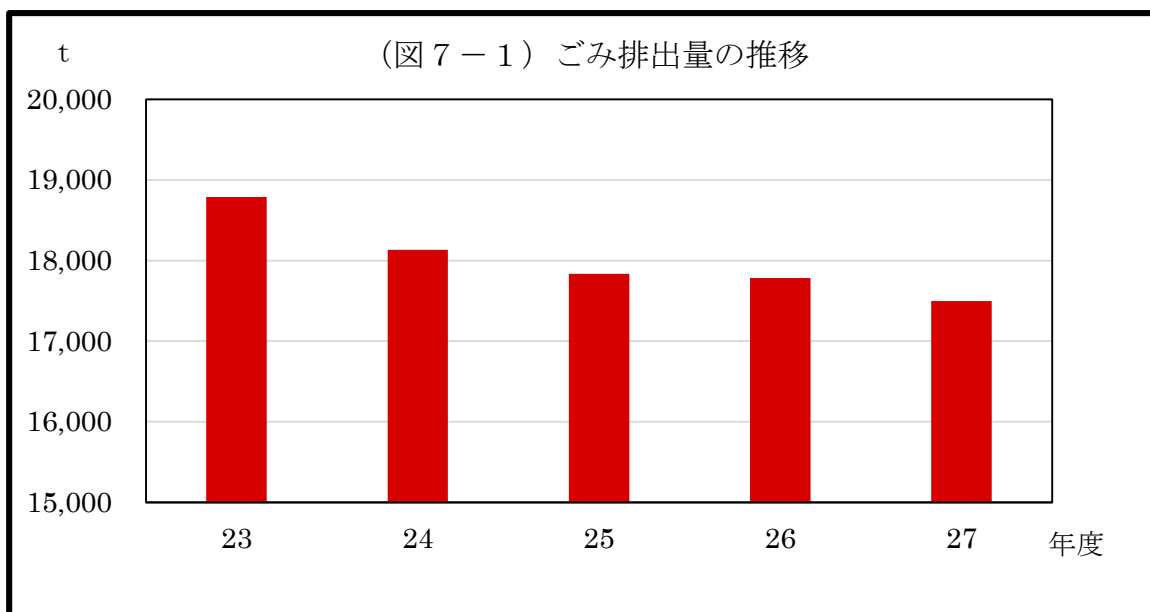
今後のごみの減量化、資源化の啓発に努め、適正処理の向上を図っていく。

(表7-1-1) ごみの搬入量及び処理量の推移

単位：t

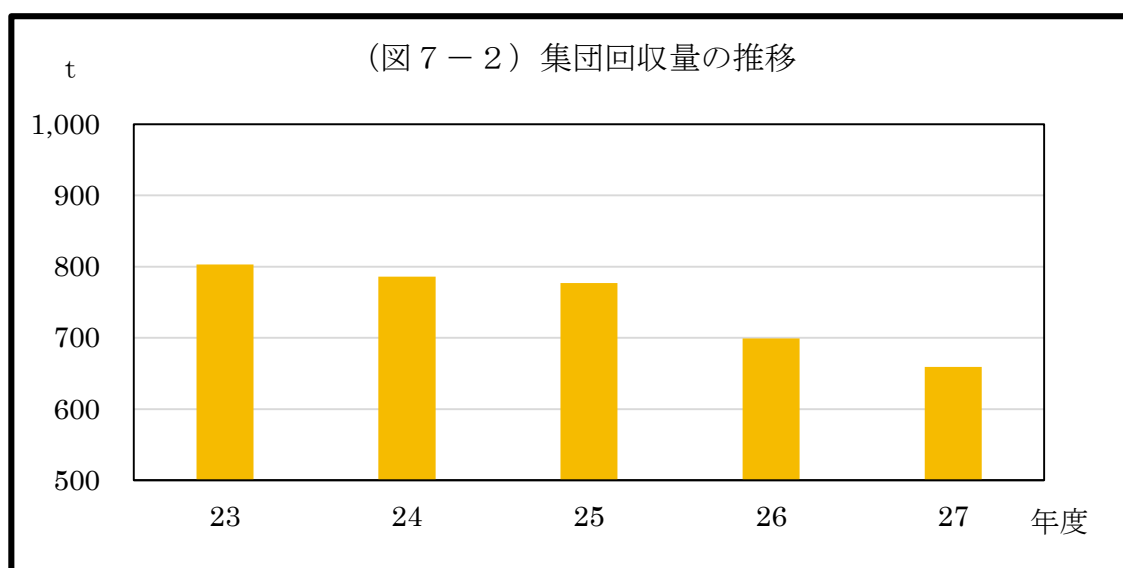
区 分		年 度					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
搬 入	可燃ごみ	16,043	15,372	15,196	15,194	14,818	
	不燃ごみ	634	592	565	591	616	
	資源ごみ	1,577	1,577	1,513	1,441	1,389	
	粗大ごみ	278	334	308	312	413	
	容器包装プラスチック	258	258	252	247	260	
	合 計	18,790	18,133	17,834	17,785	17,496	
	前年度比 (%)	95.4	96.5	98.4	98.1	98.4	
処 理	焼却		17,792	17,111	16,868	16,845	16,598
		し尿汚泥	872	844	876	898	938
	再資源化量	1,870	1,866	1,842	1,838	1,836	
人 口 (人)		47,577	47,302	46,549	46,066	45,601	
一人当たり排出量 (g/日)		1,128	1,096	1,095	1,099	1,091	

※一人当たり排出量 = (搬入量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365日 × 1,000,000



(表 7-1-2) 集団回収実績表

年 度	団 体 数	回 数	補助金額 (千円)	内 訳 (t)				合 計 (t)
				びん類	金属類	繊維類	紙 類	
23	24	76	2,409	22	9	22	750	803
24	23	76	2,359	19	9	21	737	786
25	25	80	2,331	20	9	24	724	777
26	24	74	2,101	17	8	21	653	699
27	23	77	1,977	15	8	19	617	659



2 し尿処理

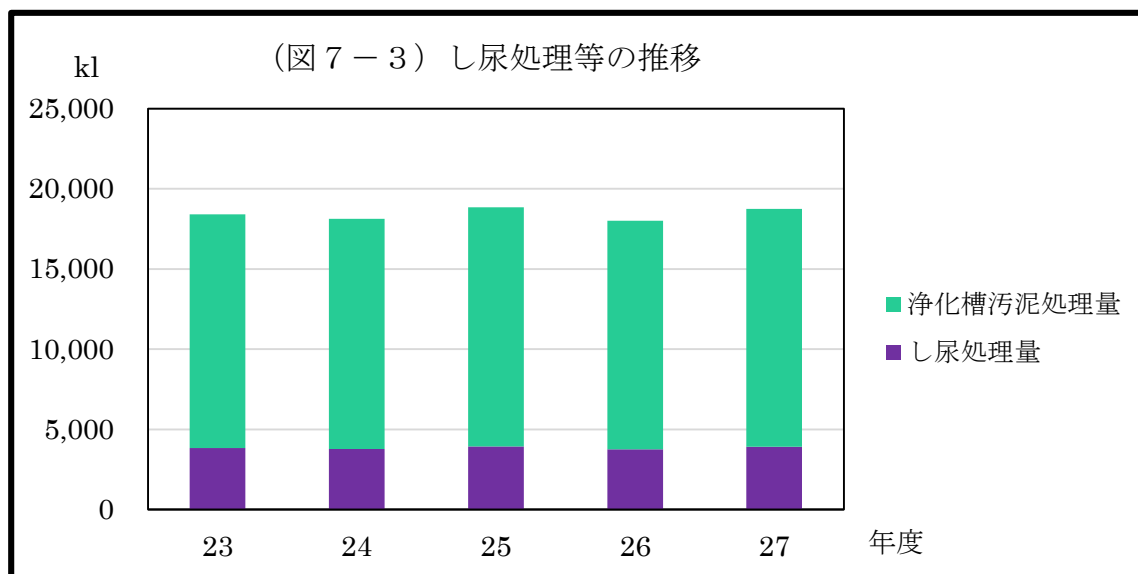
し尿の処理については、平成18年4月から富津市クリーンセンターが稼働し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を実施している。

平成27年度排出総量は18,750kl（前年度18,012kl）であり、その内訳は、し尿処理量3,909kl、し尿浄化槽汚泥処理量14,841klとなっている。

平成23年からの処理量の推移は、表7-2-1、図7-3のとおりである。

（表7-2-1）し尿処理量の実績

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
し尿処理量	3,837	3,779	3,928	3,756	3,909
浄化槽汚泥処理量	14,567	14,345	14,910	14,256	14,841
総処理量	18,404	18,124	18,838	18,012	18,750



3 生活排水対策

生活排水は、大別して水洗便所からの排水と厨房排水、洗たく排水、風呂、洗面排水などの生活雑排水などに区分される。

水洗便所からの排水については、水質汚濁の原因物質を含んでいるだけでなく、病原性生物を含んでいる可能性があるため、公衆衛生上の見地からも慎重な取扱いが必要であり、法的にも厳しい扱いがされている。

生活雑排水については、いまだに処理されず放流されている所があり、当市においては、「浄化槽設置整備事業補助金要綱」により、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及、促進を図り、また設置者に対し設置費用の一部を補助し、生活排水による公共水域の水質汚濁防止を図っている。

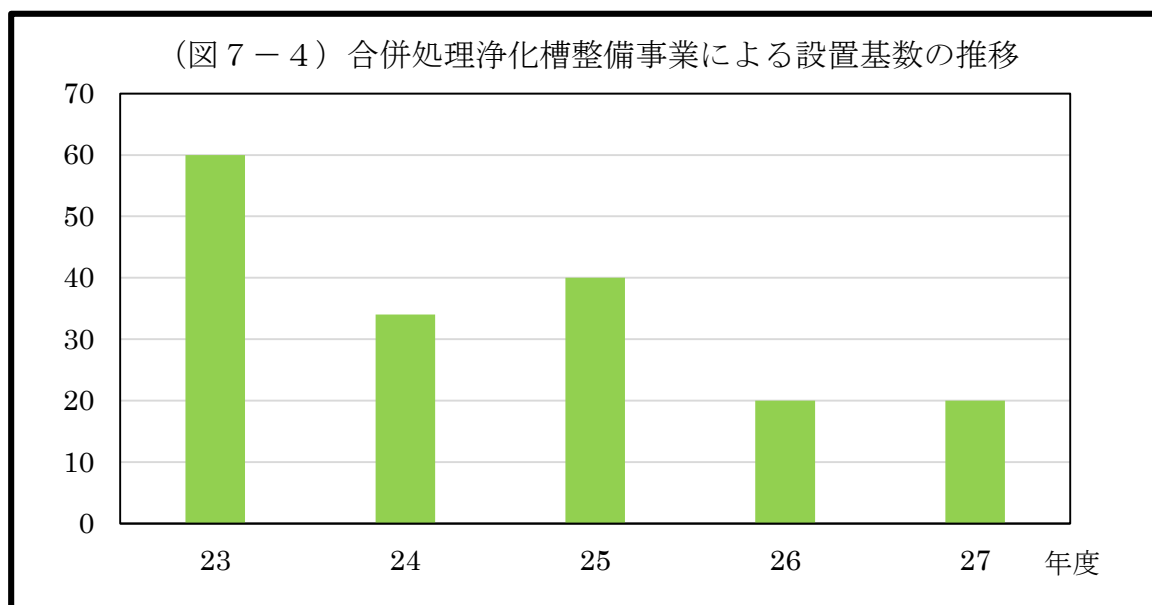
合併処理浄化槽設置整備事業により設置した浄化槽の実績は表7-3、設置基数の推移は図7-4のとおりである。

(表 7-3) 合併処理浄化槽設置整備事業により設置基数実績

年度 人槽	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
5人槽	54	29	31	16	17
6～7人槽	5	4	8	3	2
8～10人槽	1	1	1	1	1
計	60	34	40	20	20

※平成24年度から新規設置の場合の補助対象浄化槽が高度処理型のみとなった。

(図 7-4) 合併処理浄化槽整備事業による設置基数の推移



4 不法投棄対策

不法投棄対策については、不法投棄監視員制度に基づき、地域ごとに監視員を委嘱し、地域内における廃棄物等の不法投棄対策を市に通報する制度を設けている。

また、市や千葉県においてパトロールを定期的実施するなどの対策を行っている。

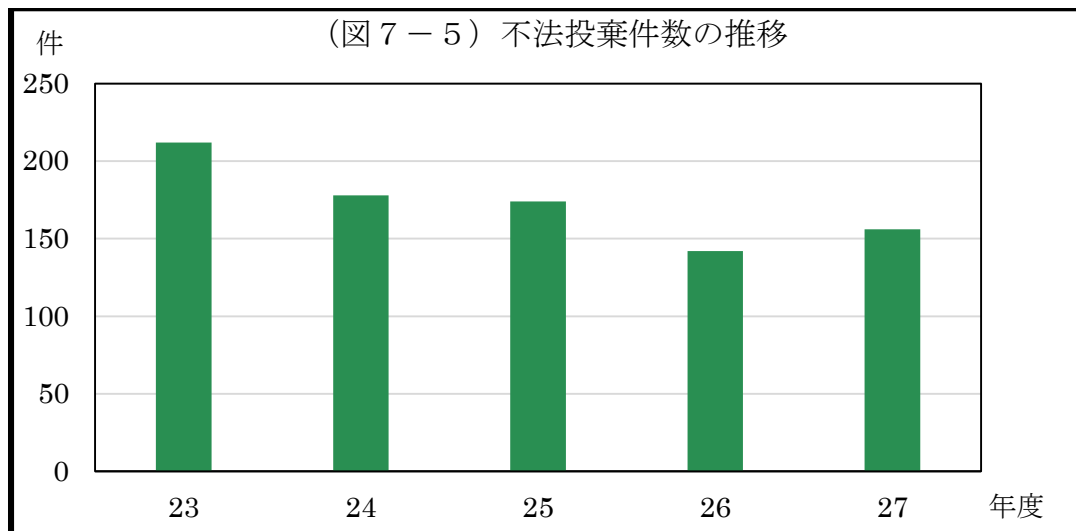
これにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図っている。

過去5年間の不法投棄の件数は、表7-4、図7-5のとおりである。

(表 7-4) 年度別不法投棄件数

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
不法投棄件数	212 (40)	178 (32)	174 (41)	142 (33)	156 (35)

※ 括弧内は不法投棄監視員による発見分



5 埋立て等に関する対策

土砂の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、500 m²以上 3,000 m²未満の土砂等の埋立てについては「富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例」により規制を行い、市民の生活の安全確保及び環境の保全を図っている。

なお、平成 27 年度の条例に基づく申請は 1 件だった。

また、平成 23 年度以降の年度別申請件数は表 6 - 5、図 6 - 6 のとおりである。

(表 6 - 5) 年度別申請件数

年 度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
市条例申請件数	1	2	1	4	1
県条例申請件数	0	—	—	—	—
計	1	2	1	4	1

